

令和8年度（2026年度）

就学奨励制度しゅうがくしょうれいせいどのお知らせ



稲城市では、裏面に該当する保護者の方に、所得に応じて小・中学校の学用品等の費用を支給します。下記の内容をお読みいただき申請をしてください。なお、毎年度の申請が必要となります。前年度に就学奨励を受給していた方も、改めて申請をしてください。

下記QRコードからお申し込みください。

<https://logoform.jp/form/KPTZ/1348460>

※ オンライン申請の環境が整っていない方は、
稲城市役所学務課まで、お問い合わせください。

申請には「Logoフォーム」へのログイン、アカウントの登録が必要です。登録をすると、申請状況の確認や申請内容に不備がある場合の手続きを、マイページから行うことができますようになります。



*****申請から結果の通知まで*****

申請

- ① Logoフォームにアカウント登録
- ② 申請理由・添付書類を確認
- ③ 申請登録(必要書類の添付)

※ 市内の小中学校にきょうだいがいるご家庭へ
一度の申請で対象となる児童生徒全員分の申請ができます。

申請期限

令和8年4月30日(木)

※ 申請期限を過ぎても随時受け付けておりますが、
認定された場合に申請日を基準として受給開始となります。

15日までに申請…当該月分から受給対象

16日以降に申請…翌月分から受給対象

令和8年度最終申請日:令和9年3月1日(月)

結果の通知

4月30日までに申請 … 7月上旬に申請された方の住所へ郵送

申請期限以降 … 申請から1か月程度で申請された方の住所へ郵送

※ 申請理由・添付書類については裏面、又は市ウェブサイトをご確認ください。

問い合わせ先 : 稲城市教育委員会学務課
TEL 042-378-2111 (内線 652)
開庁時間 8:30~17:00

1 就学援助制度と就学奨励制度について

就学援助制度は就学奨励制度よりも手厚い制度です。本申請の後、はじめに就学援助の審査をして、就学援助に該当しなかった世帯について、就学奨励を審査・認定いたします。

2 就学奨励の対象になる方

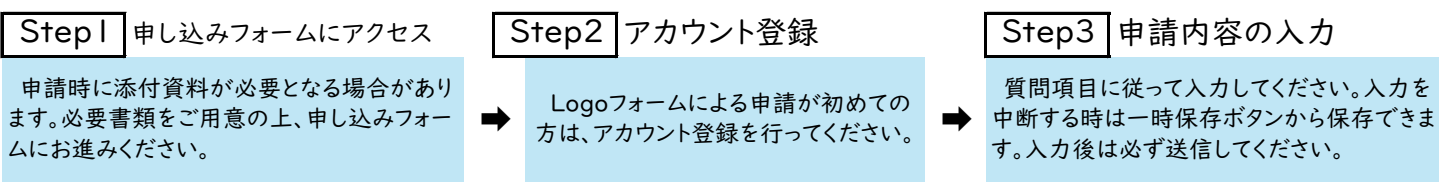
稲城市にお住まいの方で、お子さまが市内の小・中学校の特別支援学級に在籍するか、又は学校教育法施行令第22条の3の規定にある障害の程度に該当する方です。

3 申請方法について

申請方法は、就学援助と同じです。Logoフォームから行ってください。

就学援助と就学奨励を併せて申請したことになり、就学援助に該当しない世帯でも、就学奨励の児童生徒について改めて審査します。

4 オンライン申請について



申請完了後に、稲城市から修正依頼を送信する場合があります。

フィルターで迷惑メールに分類されて届かないことがないよう、許可メールに登録するなどの対応をお願いします。

通学費・通学費補助金の支給(特別支援学級通学費補助金交付申請書)について

通学費・通学費補助金の制度は就学援助・就学奨励の制度の一部です。

就学援助、又は就学奨励の認定後に改めてご案内いたしますので、

はじめに令和8年度就学援助・就学奨励の申請を行ってください。

後日、特別支援学級に所属する方のご家庭へ、案内を郵送しますのでそちらをご確認ください。

支給される内容

対象者	支給額
公共交通機関(バス・電車)を利用して通学する児童生徒	実費 (条件あり)
住所上の学区とは異なる特別支援学級のある学校へ、公共交通機関を使用せず(徒歩・自家用車)通学する児童生徒	月額 2,000円
公共交通機関を利用する児童生徒に付き添いのために公共交通機関を使用している保護者	月額 2,000円